

Live Demonstration in KOKURA 実行委員会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は Live Demonstration in KOKURA 実行委員会と称する。

第2条 本会は、心血管カテーテル治療による安全で効果的な治療を達成することを目的に、正しい心血管カテーテル治療の普及と教育を推進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) Live Demonstration in KOKURAの開催
- (2) 内外の関係学術団体との連絡及び協力
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要とされる事業

第4条 本会の事務局は、小倉記念病院循環器内科内に設置する。

事務局は、第3条に掲げる事業に関する連絡業務、会計業務、広報等の業務を行い、会の円滑なる運営に務める。

第2章 本会の構成員

第5条 本会の構成員は、小倉記念病院循環器内科の医師、並びに、本会の目的に賛同する医師個人および医療従事者個人とする。

第6条 本会の構成員は、次の場合に資格を喪失するものとする。

- (1) 構成員辞退の希望を本会に申し出たとき
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為等本会の構成員として相応しくない行為があったと本会が決定したとき

第3章 機 関

第7条 本会は次の実行委員等をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 実行委員長 | 1名 |
| (2) 実行委員 | 若干名 |
| (3) 監事 | 1名 |

第8条 本会は次の職務を行う。

- (1) 実行委員長は本会を代表し、Live Demonstration in KOKURAの主催として、本会の会務を統括する。
- (2) 実行委員は実行委員会を組織し、Live Demonstration in KOKURAの実施にあたって会の目的を達成するための職務を行う。

第9条 第7条に定める実行委員等の任期は次のとおりとする。

- (1) 2年を任期とする。
- (2) 改選の必要が生じた場合は、実行委員等で協議の上決定することとする。

第4章 委員会資産

第10条 本会の資産は実行委員長が管理する。

第11条 本会の収入は次のとおりである。

- (1) Live Demonstration in KOKURA開催により得る参加登録費、企業協賛（寄付、共催費、広告費、出展費など運営助成資金）
- (2) 関連の刊行物の広告収入
- (3) 資産から生じる利息

第12条 本会の事業を遂行するために必要とされる経費は、前条の収入をもって支弁する。

第13条 本会の事業計画及びこれに伴う毎事業年度の収支予算は、実行委員長が運営事務局に委託し作成し承認を行う。

第14条 本会の収支決算は、毎事業年度終了後に実行委員長が運営事務局に委託し作成し、監事が承認を行う。

第15条 本会の事業年度は毎年10月1日より翌年9月30日とする。

補 則

この会則は平成12年12月1日をもって適用する。

改訂：2023年9月30日